

堺市上下水道局下水道技術共同研究（提案型）実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、堺市（上下水道局。以下同じ。）が国、地方公共団体、独立行政法人、地方共同法人、公益法人、大学等教育機関及び民間企業等（以下「外部機関」という。）の提案に基づき、主に堺市の施設を利用して、当該外部機関と共同で下水道技術の開発、評価、検証及び標準化等を目的とした調査、研究及び試験（以下「共同研究」という。）を実施するために必要な事項を定める。

（共同研究の実施要件）

第2条 共同研究は、次の各号のすべてに該当することを実施要件とする。

- （1） 共同研究課題が、堺市下水道ビジョンの基本理念、使命及び中期実施計画に合致したものであること。
- （2） 共同研究として実施することが合理的かつ効果的なものであること。
- （3） 共同研究の実施が堺市の業務に支障を及ぼすおそれがないこと。
- （4） 共同研究の実施に際して、下水道施設の敷地その他の堺市所管地内に新たに研究目的で使用する建築物その他の土地に定着する工作物の設置を要しないこと。ただし、公共下水道の管理に支障を及ぼすおそれがなく、かつ、撤去が容易な物件で堺市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が特に承認する場合にあっては、この限りでない。

（共同研究者の要件）

第3条 共同研究を実施する外部機関（以下「共同研究者」という。）は、共同研究の実施に十分な技術的能力、経済的基盤及び法令遵守規程を有するものでなければならない。

（共同研究における役割分担）

第4条 共同研究実施に当たっては、あらかじめ堺市及び共同研究者の役割分担を定めるものとする。

- 2 堺市の役割は、堺市の有する施設を共同研究場所として提供しながら通常の運転管理を行うこととする。
- 3 共同研究に要する費用は、それぞれの役割に応じて分担するものとする。

（共同研究の手続等）

第5条 共同研究を提案する者（以下「提案者」という。）は、次の内容を記載した共同研究提案書（別記様式）を管理者に提出するものとする。

- （1） 共同研究の名称、目的、手法及び想定される成果

- (2) 共同研究の実施場所
- (3) 共同研究実施体制及び共同研究実施計画
- (4) 当該共同研究に係る過去の研究成果
- (5) 提案者の法令遵守規程及び前年度の財務諸表
- (6) その他必要な資料

(共同研究候補者の決定)

第6条 管理者は、提案者から提出された共同研究提案書の内容が、第2条の共同研究の実施要件及び第3条の共同研究者の要件を満たすと認めた場合は、その者を共同研究候補者として決定し、提案者に通知する。ただし、共同研究候補者は、協定締結により共同研究者となるまでは堺市と何らの契約関係にはない。

2 管理者は、共同研究提案書の内容が第2条の共同研究の実施要件又は第3条の共同研究者の要件を満たすと認められない場合は、提案者に対して期限を定めて提案内容の変更又は追加資料の提出を要請することができる。この場合において、期限内に提案内容が変更されず、又は追加資料が提出されない場合は、管理者は、共同研究の提案がなかったものとみなす。

3 管理者は、前項の規定により変更された提案内容又は提出された追加資料に基づいても、第2条の共同研究の実施要件又は第3条の共同研究者の要件を満たすと認められない場合は、提案内容の変更又は追加資料の提出が行われてから3週間以内に、共同研究を実施しない旨を提案者に通知するものとする。

(協定の締結と公表)

第7条 管理者は、前条により共同研究候補者として決定された者と、共同研究の内容及び協定の締結について協議するものとする。

2 管理者は、前項の協議により共同研究候補者と共同研究の実施について合意が成立した場合は、協定を締結し、共同研究を実施するものとする。

3 管理者は、前項の協定締結後速やかに、研究の名称、目的、実施方法、実施計画及び想定される成果を公表するものとする。

(協定の変更)

第8条 堺市において共同研究の計画又は内容等を変更する必要がある場合は、管理者は、共同研究者と協議の上、当該共同研究の協定を変更することができる。

(共同研究の中止)

第9条 堺市において天災その他やむを得ない理由により、共同研究を継続することが困

難となった場合は、当該共同研究を中止することができる。この場合において、共同研究者が被った損害について、堺市は、責任を負わないものとする。

(研究成果の公表)

第10条 堺市及び共同研究者は、共同研究の年度毎の成果を公表し、共同研究が終了した場合は、それまでの成果を総括し、速やかに公表するものとする。

(共同研究に伴う発明等)

第11条 共同研究で得られた発明等（考案、意匠及び商標等を含む。）の取扱いは、共同研究者との協議により、協定で定めるものとする。

(適用範囲)

第12条 本要綱の規定は、主に外部機関の施設を利用して実施される共同研究に堺市が参加する場合については、適用しない。

2 本要綱の規定は、堺市自ら外部機関に提案し、共同研究を実施することを妨げるものではない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、共同研究の実施に必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年1月1日から施行する。

(別記様式)

平成 年 月 日

堺市上下水道事業管理者 宛

提案者名

印

住 所

共同研究提案書

堺市上下水道局下水道技術共同研究（提案型）実施要綱に基づき、下記内容で共同研究を提案しますので、実施をご検討ください。

記

1. 共同研究の名称、目的、手法及び想定される成果
2. 共同研究実施計画及び共同研究実施体制（担当者名及び連絡先を含む）
3. 実施要綱第2条の実施要件に合致する旨の説明資料
4. 実施要綱第5条に提出を指示された資料